様式1

## 総合特区 特例措置(規制分野) 「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

## (1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政 令」「省令 等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	省令等	385	持続可能な中山間 地域を目指す自立 的地域コミュニティ 創造特区	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩 和	道路運送法第4条、第78条	地域外からの生活支援ボランティア(自然災害又は気象条件により生じた当該地域内の住民の生活上の困難を解消 又は緩和するために必要な役務を無償で提供する者として地方自治体が認めた者)については、①地方自治体に生活支援ボランティアとして登録等がなされていること又は地方自治体が認めた生活支援ボランティア団体に当該団体の構成員として登録等がなされていること、②生活支援ボランティアの氏名、住所、ボランティア活動場所(当該地域内に限る)、ボランティア活動期間を地方自治体において確認していること、③生活支援ボランティアが、過疎地有償運送者の会員として名簿に記載されていること、等の措置が講じられている場合には、地域住民の日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として運送できることとした。	<i>A</i> .	国土交通省	提案の一部に ついな法令の かたため、今 回が様式2に 分割して記載
2	政令	796	関西イノベーション 国際戦略総合特区	埠頭(株)が実施する上物、荷役機 械等整備資金の無利子貸付に係る 特例	港湾法施行令第6条等	港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第334号)を平成25年12月6日に公布・施行し、港湾管理者が特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合等における貸付金に関する貸付けの条件の基準のうち、貸付けを受ける者の担保提供義務を廃止した。	平成25年12月6日措置済	国土交通 省	